

第1回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年11月26日
契約業者名	株式会社四門
契約業者の住所	東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号
業務の名称	R7甲府河川国道管内用地調査等(その2)業務
業務場所	山梨県富士吉田市上吉田東七丁目地先、富士吉田市上暮地地先、大月市初狩町地先、甲府市上石田一丁目地先
業種区分	補償関係コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	本業務は、甲府河川国道事務所が施行する道路事業(新屋拡幅事業、上暮地歩道整備、初狩地区歩道整備、上石田改良)で必要となる土地等の取得に伴い、用地測量、物件調査等を行うものである。
履行期間(自)	令和7年5月13日
履行期間(至)	令和8年3月31日
変更前の契約金額	25,069,000円(税込み)
変更金額	+(-)0円(税込み)
変更後の契約金額	25,069,000円(税込み)
変更理由	本業務の山梨県富士吉田市上吉田東七丁目地先においては、国道138号改築の新屋拡幅地先の用地測量及び物件調査算定を行うことになっている。用地測量にあたり権利者調査を実施したところ、相続が発生している土地所有者が複数あり、追跡調査に時間を要している。土地所有者の特定に時間を要し、土地境界立会が実施出来ない状況が続いたため、引き続き業務を継続する必要性が生じている。 また、富士吉田市上吉田東七丁目地先及び富士吉田市上暮地地先では、物件(建物等)の調査も実施しているが、建物所有者が業務多忙につき現地調査の日程調整に時間を要し、物件調査算定に遅延が生じている。 よって、当初の工期内で用地測量及び物件調査算定の業務完了が出来なくなり、履行期間を約3ヶ月延長し、令和8年3月31日までとするものである。